

電子交付サービスご利用規定

第1条【規定の趣旨】

この規定は、お客様への書面の交付に代えて、当社が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機と、お客様又はお客様が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の取扱等を定めるとともに、この場合のお客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

第2条【本サービスの内容】

当社は、お客様に対し電磁的方法により取引に係る書面を交付すること（「電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。

第3条【法令等の遵守】

本サービスの利用にあたっては、当社及びお客様は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

第4条【書面の書類】

当社が、本サービスにより交付できる、第2条の書面の書類は、次のとおりとします。

<投資信託・公共債>

- (1) 取引報告書
- (2) 取引残高報告書
- (3) ご投資状況のお知らせ（トータルリターン通知）
- (4) 収益分配金のご案内
- (5) 収益分配金再投資のご案内
- (6) 償還金のご案内
- (7) 特定口座譲渡損益額のお知らせ
- (8) 指定預金口座ご確認のお願い
- (9) お取引店・口座変更のお知らせ

(10) 定期・定額購入契約のご案内

(11) 運用報告書

(12) 特定口座年間取引報告書

(13) 特定口座内保管上場株式等払出通知書

(14) 小額投資非課税口座（NISA 口座）開設のご案内
NISA 非課税管理勘定再設定のご案内

(15) 非課税口座内保管上場株式等払出通知書

(16) 上場株式配当等の支払通知書

<その他>

当社所定のお知らせ文書等

2. 当社が本サービスにより交付できる書面の書類や内容を変更する場合は、事前にホームページへの掲載、その他当社が定める方法により公表するものとし、これによりお客様から本サービスによる交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱います。但し、当社がこの他の方法でお客様の承諾が必要と判断した場合はこの限りではありません。

第5条【本サービスの方法】

当社が行う本サービスでの交付書面については、当社ホームページの本サービスサイト（以下「当該ホームページ」といいます）へログイン後、当社の使用に係るコンピューターに備えられたお客様ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法により行います。

2. 本サービスの提供にあたっては、当社は次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 当社は、お客様が電子情報処理組織を使用して交付される書面の記載事項（以下「電子書面」といいます）を紙媒体に出力できるように当該ホームページ上で閲覧に供します。
- (2) 電子書面は、PDF形式のファイルとします。
- (3) 本サービスで利用可能なOS等に変更が生じる場合は、当該ホームページ上で予め通知します。
- (4) 当社はお客様に対し、電子書面が当該ホームページ上に記録される旨、又は記録された旨の通知を行うも

のとします。

(5) 当行は、お客様が電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に記録するものとします。

(6) 当行は以下の場合を除き、お客様が本サービスを利用して閲覧した電子書面について、閲覧可能となる日から5年間（但し、法令等に定める閲覧期間がこれより長期となる場合は当該法令等に定める閲覧期間）、お客様が閲覧可能な状態を維持するものとします。

ア．当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合

イ．当行がお客様より他の電磁的方法等（電子メールに添付して送信する方法、ホームページからダウンロードする方法もしくは磁気ディスク、CD-ROM等のファイルに記載事項を記録して交付する方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合

第6条【本サービスの利用の申込】

お客様は、当行所定の方法により本サービスの利用を申込むものとします。

2. 本サービスの申込は、第4条第1項の書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。

3. 当行は、お客様にあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更することがあります。

第7条【本サービスの提供条件】

当行は、以下の条件のもとに、お客様に対し本サービスを提供するものとします。

(1) お客様は当行において既に「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づく投資信託振替決済口座を設定していること。

(2) お客様はインターネットを利用できる環境にあること。

(3) 電子書面がお客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録され、お客様は、この記録を出力

して、紙媒体により当該書面を作成できること（具体的には、プリンター等を保有されていること）。

(4) お客様は、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式は Acrobat Reader の最新バージョンをご用意いただくものとします。

(5) お客様は、本サービスを利用するために必要なOS等をお客様の電子計算機にご用意いただくこと。

(6) お客様は、本サービスを利用する場合、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解していただくこと。

(7) お客様は、本利用規定を承諾すること。

第8条【お客様の承諾事項】

当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項について、お客様に承諾をいただきます。

(1) 第5条に定める本サービスの方法

(2) 対象書面の作成基準日が本サービス利用期間中である場合に限り、電子書面の交付がなされること。

(3) 法令・諸規則の変更や監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても、電子書面による交付ではなく、紙媒体により交付する場合があること。

(4) 当行はお客様にあらかじめ通知のうえ、当行又は当行が契約しているデータセンター等が、定期又は不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断することがあること。

(5) コンピューターの障害等サービスの継続ができないう事態が発生した場合、当行はお客様へ通知することなく本サービスを停止する場合があること。

第9条【解約】

当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

(1) お客様が、当行所定の方法により本サービスの解約（停止）を申し出られ、当行がこれを確認した場合。

(2) お客様が、第3条に定める法令等に違反した場合そ

の他お客様による本サービスの利用が不相当であると
と当行が判断した場合。

- (3) お客様が第11条に定める本規定の改定に関する
通知を受け、その改定に同意されない場合。
- (4) お客様が第5条第2項第3号に定める OS 等の変
更に関する通知を受け、その変更後にお客様の電子計
算機において当該 OS 等が備わっていない場合。
- (5) 当行の判断により、当行のすべてのお客様に対し、
本サービスの提供を終了した場合。

第10条【利用手数料】

本サービスの利用手数料は無料です。

第11条【規定の改定】

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他
必要が生じたときに改定されることがあります。改定を
行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時
期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームペー
ジへの掲示、その他相当の方法により周知します。

第12条【免責事項】

次に掲げる事項により生じた損害については、当行は
その責任を負いません。

- (1) お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の
申告を行ったことまたは第7条に反し当行に申込を
行ったこと。
- (2) 第8条第1項第4号のメンテナンスのために、本サ
ービスが一時的にご利用になれない場合があること。
- (3) 第9条の定める本サービスの解約。
- (4) 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、本
サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難と
なった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体による交
付とすること。
- (5) 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、通
信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本
サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の
誤謬、省略。

第13条【合意管轄】

本サービスに関し、お客様と当行の間で訴訟もしくは
調停の必要が生じた場合は、当行は、当行本店の所在地
を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を指定するこ
とができるものとします。

附則

この規定は、平成24年12月25日より適用する。

附則

この改正は、平成25年10月21日から施行する。

附則

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年1月1日から施行する。